

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 6 回 相模原市公共施設マネジメント検討委員会				
事務局 (担当課)		企画政策課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 0 3 (直通)				
開催日時		平成 2 6 年 2 月 5 日 (水) 午後 1 時 3 0 分 ~ 3 時 2 0 分				
開催場所		相模原市役所本庁舎 2 階 第 1 特別会議室				
出席者	委員	5 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	1 1 人 (企画財政局長、企画部長、財務部長、企画政策課長、公共建築課長 他 6 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	1 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開会 2 報告 (1) 公共施設の保全・利活用基本指針の策定について 3 議事 (1) 公共施設マネジメントの今後の取組について (2) その他 3 閉会				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は委員長の発言、 は事務局の発言)

開会 湯山企画部長

大房企画財政局長 あいさつ

1 報告

(1) 公共施設の保全・利活用基本指針の策定について

事務局より【資料1 答申から基本指針策定までのスケジュール】及び、【資料2 答申における主な発言内容】、【資料3 答申書から基本指針への主な修正事項等一覧】について説明が行われたのち、質疑に入った。

パブリックコメントの意見の中で重要な指摘はあったか。

公民館に関するものが多くあった。有料化に反対する意見が3件、一方で、受益者負担もやむを得ないという意見も1件あった。また、特定地区の公民館の建替え要望があった。

基本指針39ページの修正であるが、「今後のまちづくりの戦略上重要な施設の整備を除く」の例外規定は、公共施設マネジメントの方針とはかかわりなく作りたいものは作れるとも読める玉虫色の表現であり、報告書の趣旨と異なる。今後、大きな影響を及ぼすと思う。どうしてこのような表現になったのか。

本市は、人や企業に選ばれる都市づくりを今後のまちづくりの大きな命題として掲げており、財政基盤の強化を図るための民間投資を呼び込むためには、公共施設整備を並行して行う可能性がある。また、子育て関連施設などは、民間サービスが基本であるが、市が整備する必要性が出てきた場合には対応を図る必要があるためである。

「重要」の定義を客観的なルールに基づき定めなければ、次々に建設して財源がなくなり、結果的に真に重要なものすら整備できなくなってしまう。同様に、今後のまちづくりの戦略上重要な施設を整備する場合にも、どのような施設を指すのか明確にしておくべきである。また、今後、運用をしっかりとできる取組体制が想定されているかについて議論したいと思う。

2 議事

(1) 公共施設マネジメントの今後の取組について

事務局より【資料4 公共施設マネジメントの今後の取組体系図】及び、【資料5 公共施設マネジメントに関するプラン等の策定並びに第三者機関(案)】、【資料6 公共施設の整備等に関するルール(案)】、【資料7 公共施設の整備等に関する事前協議制度(案)】について説明が行われたのち、質疑に入った。

国が示したインフラ長寿命化基本計画に基づき、地方自治体で策定する公共施設等総合管理計画との関係をどのように考えているか。

今年に入り総務省から公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(案)の概要が示された。ひとつひとつ内容の突合はしていないが、総務省に問い合わせた中では概ね満たしており、今後、詳細が分かった段階で必要に応じて補完していくことを考えている。

『資料7 公共施設の整備等に関する事前協議制度(案)』の中では土木インフラ施設を除いており、これは明らかに満たしていない。細かく確認した後に制度内容を決定した方がよいのではないか。

今後、土木インフラは施設の健全度評価を実施することから、何らかのチェック体制が出来る予定であり、それと合わせて国に理解をいただくものと思っている。

土木インフラとハコモノを合わせた時の整合性が問われるものであり、この機会に横断的な管理について考えることが必要である。また、今回示した資料の「(案)」が取れるのはいつになるか。

今後、土木インフラの健全度評価を実施しながら事業費を精査し、ハコモノと統合することを想定している。また、資料で示した新規施設の整備等に関するルールや公共施設の整備等に関する事前協議制度は、専管組織が来年度にまとめしていくことを考えている。

『資料6 公共施設の整備等に関するルール(案)』に記載されている、「まちづくりの戦略上重要な施設」であるが、「広域連携の核となる施設」という表現は非常に対象範囲が広いという印象である。しっかりと解釈を書かなければならない。

市民にはいつどのような方法で意見を聴くのか。

地域毎の適正配置の検討にあたり、地域のみなさんと議論をさせていただく。また、施設分類別計画の策定にあたり、有識者と市民で構成する委員会組織を作る予定であり、計画策定過程においてパブリックコメントを実施する予定である。

推進プランの地域範囲の設定について、現状では地方自治体において学校区を中心とした地域の枠組みが多くなっているが、学校区の見直しや学校区によらない施設の利用圏域を設定していくことが必要になってきていると認識をしている。22のまちづくり地域は学校区とは異なる設定のようだが、どのような設定なのか。

22のまちづくり地域は、旧相模原市の公民館を核とした18地域と、津久井地域の旧津久井4町の4地域で構成されている。概ねこの22の単位でコミュニティの核となるような市の出先機関なども配置しているが、公共施設の最適化を考えていく中では、22に固執せず、来年度前半の検討の中で、プラン作りの際のエリア取りの方向性を考えていく。

別の自治体の例であるが、地域の再編成についてその基準を学校単位、若年層人口、高齢者人口のどれとすべきか議論している。場合によっては、そうした議論から行うことも全体の満足度・理解度を高めるためには重要なことかもしれない。

『資料2 答申における主な発言内容』の中で、市民にもある程度の負担の理解というようなこともあったが、一方でパブリックコメントでは有料化に反対する市民もあり、この点はどうか考慮するのか。

3年ごとにコスト分析をして施設使用料の見直しを行っており、必要に応じて使用料の変更をお願いすることもあるが、その場合には説明を重ねて理解を得ていく必要がある。

答申における発言であるが、今後、市が持続可能な都市経営を進めていく上では、財政状況を含めて市民の皆さんに理解いただく必要があるという趣旨での発言である。

意見であるが、市民の皆さんからソーシャルキャピタルをどのように構築していくかということが今後の課題としてある。施設削減によりコストを安くすることだけではなく、削減したことによる健康やコミュニティの在り方への影響といった視点も踏まえ、今後の地域ごとの適正配置について検討していただきたい。また、質問であるが、民間からの提案制度はPPP以外に具体的に何かあるか。

現時点では具体的なものはない。先進市では、市の業務内容を示した上で、民間から提案を受ける制度があり、施設整備、維持管理に関して様々な提案をもらうような仕組みを創設する必要もあると考えている。

民間から提案を受ける制度とは、我孫子市やさいたま市、藤沢市が実施している制度のことであると思うが、同制度の構築と導入についてどこまで決定しているのか。

取組項目として掲げているという状態である。

PPPの指針についても、年度内を目標にある程度固めていく。

今後のまちづくりの戦略上重要と言われてしまうと、第三者機関の協議会があっても意見が出しにくいのではないか。

今後、新しく施設を整備するにあたっては、民間活力を引き出しながら、施設の保有をしないなどなるべく市の負担が少なく済むよう、事業手法を工夫していかなければならないと思っている。一例ではあるが、統廃合して空いた小学校へ公民館などの地域コミュニティ施設を移転集約する取組を進めており、こうした手法も総動員しながら進めていくようになる。

これまでは、補助金を受けて整備した施設は設置目的以外での利用が認められないことが多くあったが、今後は、住民の理解を得ながら、縦割りではなく横断的に施設の有効利用を進めることを考える必要がある。

スケルトン・インフィル方式で多機能化するといいながら、施設分類別計画という縦割りのアプローチに意味があるのかと感じる。公民館や集会所などの機能を学校の中に入れていくことで、本来廃校にしなければならない学校も維持ができ、防災センターなり避難所機能を持つことが多機能化の利点だと思う。

施設分類別計画と言ったとたんに従来型の発想に陥ってしまう。

元々多機能化というのが前提になっているが、誤解を与える名称であると感じた。

みんなが全体のことを考えることが大事である。集会施設について議論して下さいと言えば「こんな集会所がよい」という意見が出るし、「学校施設を核としているいろいろな機能を盛り込んでいきましょう」とやればいろいろな話が出る。それがソーシャルキャピタルである。施設分類別計画はない方がよい。

推進プランは地域の皆さんと議論しながら策定を進めて行くが、地域ごとの施設配置の在り方の検討の中で多機能化を図るプランを作り、それを基にした施設分類別計画である。推進プランの地域ごとの延床面積の削減見込に沿った形で施設分類ごとの具体的なスケジュールを示すイメージである。

ネーミングの問題かもしれないが、誤解を招かないようにした方がよい。

推進プランで地域の設定後、地域ごとの施設を決めて、その中で個別のケースごとに機能の組み合わせが決まっていくというイメージか。

地域ごとに人口状況や将来の地域の在り方を検討した上で、施設配置の在り方を整理する。

施設分類別計画は地域別計画ということか。

地域別計画に基づく具体的計画のようなイメージである。

例えば、A施設がB小学校に入る、C施設は他の施設と複合化し移転するというようなものであり、地域エリアごとにも、施設ごとにも見えるような計画になるイメージである。

『資料6 公共施設の整備等に関するルール(案)』であるが、まちづくりの戦略上重要な施設の「広域連携の核となる施設」とは市内の広域を指しているのか。

他の自治体との連携である。例えばA施設は本市が整備し、B施設は隣接市

で整備し共同利用することも可能であるというイメージである。

そうであれば、広域連携の定義は市域を越えた連携となる。ひとつひとつの言葉の定義がされていないと感じる。例外はしっかりと透明なプロセスの中で認めていくが、野放図ではないということをしっかりと定義する必要があり、「広域」というのは少し心配である。また、2つ目の「・」の「～など将来の市民生活を支える上で不可欠な施設」であるが、「など」から後を消して、最後に「など」つけばよい。ただ、「将来の市民生活を支える上で不可欠な施設」と書くと解釈の余地があり、いくらでも増えてしまう。

指摘のように修正は可能である。

施設分類別計画を総合計画に反映させるのは27年度か。

29年度からの後期実施計画へ盛り込んでいく予定である。

公共施設等総合管理計画の策定は基本指針の今後の取組スケジュールの中に入っていないのか。

10月に基本指針を策定した段階では想定できなかったので入っていないが、整合性を図っていく必要があると思っている。

できるだけ早めにやることで足りない点が早めに補われる。インフラとの整合性を図ることが一番大きな点であり、26年度中にやるくらいのスピード感があつた方が逆にやりやすい。

民間からの提案制度であるが、良い制度であり結果を出してきている制度である。コスト削減もでき、サービスの質もよくなったという我孫子市の事例もあるので、前向きに検討していただきたいと思う。また、地域毎の適正配置の検討は地域のコミュニティを作る機会の場合として実施していただきたい。

エリア取りとモデル事業が今後の市民の関心を喚起してくるものになるので戦略的に取り組んでいただきたいと思う。また、他自治体では従来のコンクリート構造、重量建築物ではなく、まちづくりの拠点として地域住民が自分たちで維持管理できるような木造建築物の整備を進めている事例もある。機会があればそういう点も議論をいただきたい。

トップダウンではなく、地域の実情を分かった人たちの話し合いをしていたきたい。また、職員の意識改革が重要である。

地域のことを把握しているまちづくり会議の意見を入れながら、機能性を確保して欲しい。

地元企業のビジネスチャンスになるような事業を実施すれば、反対は減る。本市には多くの企業があり、小さなメンテナンスの仕事を出してあげれば地元企業の成長につながる。そして、地元企業が育つことで、いずれは市外へ出ていき稼いでくれる。ところで現状、公民館の利用は無料なのか。

無料である。

全国的には使用料を取っている方が多い状況であり、他自治体との比較であるとか、情報を市民に伝えていくことが必要である。また、地域移管は絶対に必要であり、負担を見せることでおのずと必要なものが分かる。

いろいろご議論いただき、委員のみなさんありがとうございました。

(2) その他

なし

閉会 湯山企画部長

公共施設マネジメント検討委員会委員出欠席名簿

(五十音順、敬称略)

	氏名	所属等	備考	出欠席
1	太田 瑛子	公募委員		出席
2	齋藤 香里	千葉商科大学商経学部専任講師	副委員長	出席
3	鈴木 克枝	公募委員		出席
4	中川 賢二	公募委員		欠席
5	根本 祐二	東洋大学経済学部教授	委員長	出席
6	藤村 龍至	東洋大学理工学部専任講師		出席